

公 告

下記の森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告します。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 1 日

多気町長

久保 行男



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・ 小班	地目	面積(ha)	経営管理権の存続 期間	備考
集 車川 1	多気町車川 460 他	2036 ア-6 他	山林 他	17.57	5 年 (2026.2.28)	詳細は、別添経営管理権集 積計画のとおり。
集 車川 2	多気町車川 5-2 他	2038 ア-2 他	山林 他	10.68	5 年 (2026.2.28)	詳細は、別添経営管理権集 積計画のとおり。

2 縦覧場所

多気町 農林商工課 多気町ホームページ

3 本公告により、多気町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定されます。